

建築工事仕様書

I 工事概要

1 工事場所	金沢市都鳴和町1丁目地内
2 工事内容	(1)・本体工事(種別、構造、階、面積) 2号棟 RC造 4階建 延べ床面積 1,247.50m ² (別途工事) 1号棟 RC造 4階建 延べ床面積 1,612.04m ² 延べ床面積 2,859.54m ²
	(2)・屋外付帯工事
	(3)・電気設備工事(別途工事)
	(4)・給排水衛生設備工事(別途工事)
	(5)・解体工事(別途工事)

3 完成期日 平成21年月日

4 別契約関連工事	・屋外付帯工事 ①電気設備工事 ②暖房設備工事 ③換気設備工事 ④エレベータ設備工事 ⑤淨化槽設備工事	①植栽工事 ②給排水衛生設備工事 ③冷房設備工事 ④空調設備工事 ⑤電話設備工事 ・合併処理設備工事
-----------	--------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

II 建築工事仕様

1 共通仕様

- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成19年版」(以下「標仕」という。)による。
- 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は(/)図、機械設備工事は(/)図による。
- 特記仕様
 - 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
 - 特記事項に記載の()内表示番号は、「標仕」の該当項目、当該図又は当該表を示す。
 - 特記事項に記載の(別図一)は、「標仕」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。
 - 特記事項に記載の(別図二)は、「標仕」の別図2「ボルト間隔及び溶接維手の開先形状」の該当項目を示す。
 - 特記事項に記載の()内表示番号は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成19年版」(以下「改修標仕」という。)の該当項目、当該図又は当該表を示す。
 - 印は、「国等による環境品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するよう努める。
 - 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

1章一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。 ・建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成17年版) ・建築鉄骨設計基準(建設大臣官房官庁営繕部監修 平成10年版)のうち1項~29項 ・工事写真の撮り方(改訂第2版)建築編(建設大臣官房官庁営繕部監修) ・営繕工事電子納品手順(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成14年11月改訂版) ・建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成18年版) ・木造建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成16年版) ・屋根瓦工事共通仕様書(石川県土木部営繕課監修 平成15年版) ・鉄筋コンクリート構造耐震標準図(石川県土木部営繕課監修) ・壁式鉄筋コンクリート構造耐震標準図(石川県土木部営繕課監修) ・鉄骨構造標準図(石川県土木部営繕課監修) ・石川県パリアフリー社会の推進に関する条例(施設整備の手引き)
② 工事実績情報の登録	※ 登録する(但し工事請負代金額1,000万円以上のものとし、工事請負代金額1,000万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。) (1, 1, 4)
③ 発生材の処理	1) 発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調査を添えて監督員に引き渡す。 (イ) 引渡しを要するもの及び引渡し場所 ・引渡しを要するもの ・引渡し場所 (ロ) 特別管理産業廃棄物の有無 ・有 ・無 (ハ) 特定管理産業廃棄物の処理方法 ※図面 番 図参照
④ 電気保安技術者	※ 適用する (1, 3, 3)
5 施工条件	・ (1, 3, 5)
6 建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。 (イ) 「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機器等品質性能評価事業評価名簿(最新年版)」(社)公共建築協会によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の(イ)に準じ監督員の承認を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。 (イ) JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造所等は、次の(イ)から(イ)の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等品以上を使用するものとし、監督員の承認を受けるものとする。 (イ) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (ロ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

7 特別な材料の工法	8 技能士等	9 完成図等	10 工事写真等の記録	11 責任施工	12 工事報告書	13 設備工事との取扱い	
※ 通用する	通用工事種別	技能検定の範囲	完成図等	区 分	分 類	規 格	
	鉄筋工事	○鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	「石川の伝統的建造技術を伝える会」の内、金沢城址公園整備工事施工で、県が認定した※作成する (1, 7, 1~1, 7, 3) (表1.7.) イ) 工事完成図(原図) 1部、製本1部、A3版製作2部提出 ロ) C-D-R又はMOに、C-A-Dで設計したものはC-A-Dデータ、手書きの場合はラスデータとして記録し1部提出する。 また、本仕様書の「第1章2.7電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づき作成し提出する。 ※ラスターデータ:画像データでTIF形式、原図大で300dpi密度以上とする ・作成しない 屋外付帯工事実測図	分	分 類	規 格	
	仮設工事	・とび	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	コンクリート工事	○型枠施工 ○コンクリート圧送施工	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	鉄骨工事	・とび ○鉄工	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	防水工事	・アスファルト防水工事作業 -塗化ビニル系シート防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○合成ゴム系シート防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	石工事	・石材施工(石張り施工)	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	タイル工事	・タイル張り	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	木工事	○建築大工	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	屋根及びとい工事	○建築板金(内外装板金作業) -スレート施工	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	金属工事	○内装上げ施工(鋼板下地工作業)	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	左官工事	・左官	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	建具工事	○ガラス施工	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工(PC) -サッシ施工 -ガラス施工	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	塗装工事	○塗装(建築塗装作業)	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ボード仕上げ工事作業 -表装(壁装作業)	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	排水工事	・建築配管作業	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	植栽工事	○造園	※提出する(1部)	分	分 類	規 格	
	11 責任施工	12 工事報告書	13 設備工事との取扱い	各区分の写真は、A4版スクランブルブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出す 2) 完成写真の撮影 ○専門業者の撮影 -専門業者以外の撮影 3) 中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判別 できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。 特記事項中、責任施工の指示のあるものは、請負人及び下請人の連帯責任とし、保証書を提出す 工事の進捗度表、作業員の出面報告、工事箇所図及び工事況写真等を記載した工事報告書を 月15日及び月末毎に提出する。 1) 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。 2) 設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお 数等は下記による: 位置/大きさ 100mm 125mm 150mm 175mm 200mm 補強筋箇所数 柱 12 42 51 壁 15 3 10 19 床 2 16 28 16 鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。 鉄筋下地で天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。 柱部分 4 箇所 壁部分 72 箇所	区 分	分 類	規 格